

平成31年度

「市民サービスの向上の取り組みについて」

財政部長 安井 彰

- ◎窓口や電話での問い合わせには、迅速かつ正確に対応できるよう心掛け、情報の共有化を図ります。
- ◎市税に関する情報を中心に「広報ながれやま」や「ホームページ」を活用し、申告時期などに合わせた情報提供を行います。
- ◎相談業務にあたっては、相談者の諸事情を把握し、適切かつ早期解決に向けた親切丁寧な対応に努めます。
- ◎納税手段の拡大と利便性の向上を図るため、平成29年4月からクレジットカードを利用して、税金を納付できるようになりました。
- ◎メール配信サービスを利用し、市・県民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税の各納期限を納税者の皆様へお知らせします。
- ◎市税の収納率向上と収納額の増加及び累積滞納を防止し、安定した財源確保を図るため、現年滞納分に特化した電話等による催告業務を行う「市税等納付コールセンター」を平成30年4月に開設しました。
- ◎市の財政状況を「広報ながれやま」、「ホームページ」、「財政白書」等を活用して、分かりやすい説明に努めます。

◎地方交付税制度等において、制度と事務実態に乖離がある場合は制度の改善を図るよう、国に意見の申出を行い、財源確保に努めます。